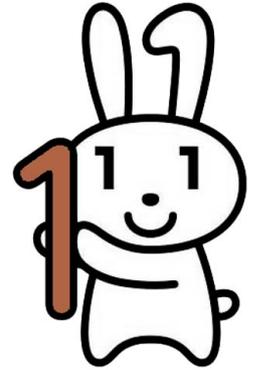


10月1日からマイナンバー制度が始まりました ～届きましたか?マイナンバー通知カード!～

▼内容に間違いがないかご確認を!

通知カードは、文字通り番号をその人に通知するためのカードです。不特定多数の人に知られると悪用される場合がありますので、免許証や保険証と同じように大切に保管してください。

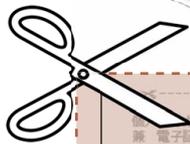
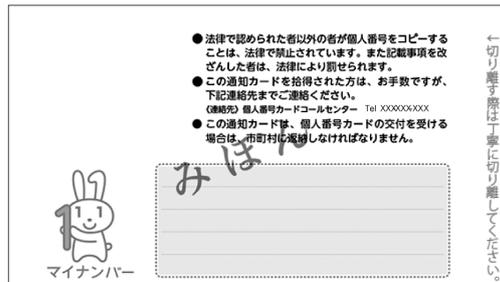
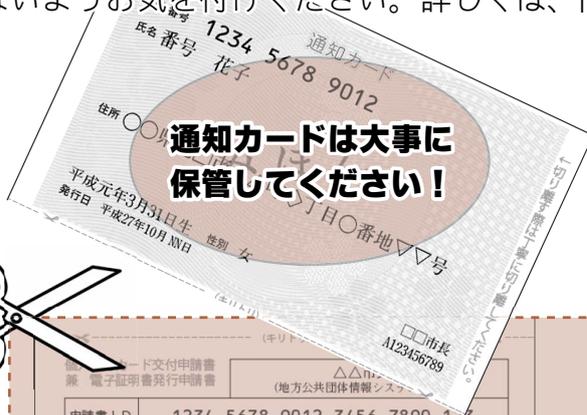
また、カードは世帯主の方に一通の封筒でまとめて届いていますので、万が一、内容に間違いがないか確認してください。



▼通知カードと個人番号カード申請について

『通知カード』と『個人番号カード』は別物です!

通知カード、個人番号カード申請書、視覚障がい者用音声コードは一体になっていますので、切り離して下さい。通知カードは番号をお知らせするためのカードです。個人番号カード申請書については、同封の返送用封筒とともに、申請時に必要となりますので無くさないようお気を付けください。詳しくは、同封のパンフレットをご覧ください。



ここが申請書部分です!

<p>申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123</p> <p>* 番号 花子</p> <p>氏名</p>		<p>顔写真貼付欄</p> <p>サイズ (縦4.5cm×横3.5cm)</p> <p>申請日 年 月 日</p> <p>申請者氏名(自署) 印</p> <p>・最近6ヶ月以内に撮影 ・正面、無帽、無背景のもの ・裏面に、氏名、生年月日を記入してください。</p>							
<p>* 住所 ○○県○○市△△町◇丁目○番地▽▽号</p> <p>生年月日 * 平成5年3月31日 性別 * 女</p> <p>【代替文字情報】</p> <p>電話番号 外国人住民の区分 *</p> <p>在留期間等 満了日の有無 * 在留期間等 満了日 *</p> <p>右欄の点字表記を希望する <input type="checkbox"/> バンゴウ ハナコ</p>		<p>発行を希望しない電子証明書がある場合、下の□を黒く塗りつぶしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 署名用電子証明書※ 不要 ※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者証明用電子証明書 不要</p> <p>【ご注意】電子証明書は、e-tax等の電子申請、マイポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。</p> <p>□を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。</p>							
<p>※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。</p> <p>左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。</p> <p>申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123</p> <p>右のQRコードは製造管理用です→</p> <p>視覚障がい者用音声コード 10000019 01/01 3190110000019#</p>		<p>ふりがな</p> <table border="1"> <tr> <td>代理人氏名(自署)</td> <td>印</td> <td>本人との関係</td> </tr> <tr> <td>代理人住所</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(電話番号:)</p> <p>●15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が以上の「代理人記載欄」にご記入ください。</p> <p>●申請の際は、同封の『ご案内』をご覧ください。</p> <p>●表面の記載事項のうち、*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。</p> <p>●切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。</p>		代理人氏名(自署)	印	本人との関係	代理人住所		
代理人氏名(自署)	印	本人との関係							
代理人住所									

【おもて面】

【うら面】

お問い合わせ：住民課戸籍保険グループ